

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市安謝老人憩の家及び那覇市安謝児童館の指定管理者の指定		
根拠法令及び条項	那覇市安謝福祉複合施設条例第15条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市安謝老人憩の家及び那覇市安謝児童館の指定管理者の指定に係る審査基準

那覇市安謝福祉複合施設条例

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、複合施設の管理を行わせるに最適な社会福祉法人を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が複合施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った複合施設の管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) 地域住民と一体となって児童に対する健全育成事業及び高齢者との交流事業を行うことができること。
- 2 前項の規定による指定は、複合施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
 - 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。